



藤澤市教育委員会
委員長 岩本 育子殿

平成 22 年 8 月 3 0 日

教科書採択についての請願

藤澤市の教育を考える会
代表 渡辺 元実
藤澤市辻堂東海岸 1-1-28

1. 請願事項

- 1) 教科用図書調査研究の観点を、教科書の内容をより重視するよう改めて頂きたい。
- 2) 重要な観点として「教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨がどのように反映されているのか」という観点を設けて頂きたい。

2. 請願の理由

教科書採択に関し、教科用図書調査審議会は「教科書の改善について」（平成 20 年 12 月 25 日付）において「公正かつ適切な教科書採択」を提言し、これを受けて文部科学省は平成 21 年 3 月 30 日付けで「教科書の改善について（通知）」（20 文科初第 8075 号）を发出了しました。この通知には「教科書採択に当っては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること」「教育基本法の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた『教科書改善に当っての基本的な方向性』を参考にし、各採択権者の権限と責任の下、十分な調査研究が行われ、適切な採択が行われること」等が提示されています。

一方 22 年度使用藤澤市教科用図書調査研究の観点によりますと（ア）項の編集の趣旨と工夫より（オ）項の表記・表現まで 21 項目にも上ります。しかも比較的重要なものから、枝葉末節と思われるものまで、総花的に並列に並べられています。これでは焦点が拡散し、教科書選定に当っての重点が不明確になります。

こうした状況を受けて、昨年 10 月県教委に対し「教科用図書調査研究の観点について（請願）」（請願第 11 号）が提出され、本年 1 月 12 日の定例会において全会一致で採択されました。これにより県教委は文部科学省通知の趣旨を踏まえ、調査研究の観点を見直すことを決定しました。

つきましては、貴教育委員会におかれましても、県教委の決定を踏まえ、教科書の調査研究の観点を見直すとともに、教育基本法改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な採択が行われるように要望いたします。

以上